

広島県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成三十年広島県告示第九十二号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

三原市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・五〇六号本町古浜線及び三・四・五〇九号本町西線

三 事業施行期間

平成八年十二月二日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし